

認 第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月10日提出

野田市長 鈴木 有

専 決 処 分 書

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和８年３月３１日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第14号

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「、第65条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第65条の6第1項の申告書、」を削る。

第25条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第64条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第64条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第65条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第65条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第65条の2の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第65条の3から第65条の8までを削る。

第66条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。

第67条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第70条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第72条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条第2項中「第64条第3項ただし書」を「第64条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第5条の3の2第1項」を「附則第5条の3第1項」に改め、同条を附則第5条の3とする。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の3の2第1項」を削る。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、

同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第17項を第14項とし、第18項を第15項とし、同条に次の1項を加える。

16 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（

平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第14条の2の3の3から第14条の2の3の8までを削る。

附則第14条の2の4の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第14条の3の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第14条の4第3項第2号、第14条の5第3項第2号及び第19条第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第19条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第20条第5項第2号、第20条の2第2項第2号及び第20条の4第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第20条の5第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の6第2項第2号及び第5項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の野田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年野田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例 (昭和25年野田市条例第27号)

改 正 案	現 行
(納税証明事項) 第 9 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年総 理府令第 23 号。以下「施行規則」という。) 第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路 運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 二輪の小型自動車について天災その他やむ を得ない事由により軽自動車税を滞納して いる場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は 納入金に係る延滞金) 第 11 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 30 条、第 33 条の 5、第 33 条の 5 の 2 若し くは第 33 条の 5 の 5(第 35 条の 7 の 2 にお いて準用する場合を含む。以下この条にお いて同じ。)、第 33 条の 6 の 4 第 1 項(第 33 条の 6 の 5 第 3 項において準用する場合 を含む。以下この条において同じ。)、第 33 条の 7 第 1 項(法第 321 条の 8 第 34 項及 び第 35 項の申告書に係る部分を除く。)、 第 35 条の 7、第 48 条、第 67 条第 2 項、第 80 条第 1 項若しくは第 2 項、第 84 条第 2 項、第 87 条、第 126 条第 1 項又は第 150 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を 納付し、又は納入金を納入する場合には、 当該税額又は納入金額にその納期限(納期 限の延長があったときは、その延長された 納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納 入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分 に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期 間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日ま での期間については、年 7.3 パーセント)の割 合を乗じて計算した金額に相当する延滞金 額を加算して納付書によって納付し、又は 納入書によって納入しなければならない。	(納税証明事項) 第 9 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年総 理府令第 23 号。以下「施行規則」という。) 第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路 運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 二輪の小型自動車について天災その他やむ を得ない事由により種別割を滞納している 場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は 納入金に係る延滞金) 第 11 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 30 条、第 33 条の 5、第 33 条の 5 の 2 若し くは第 33 条の 5 の 5(第 35 条の 7 の 2 にお いて準用する場合を含む。以下この条にお いて同じ。)、第 33 条の 6 の 4 第 1 項(第 33 条の 6 の 5 第 3 項において準用する場合 を含む。以下この条において同じ。)、第 33 条の 7 第 1 項(法第 321 条の 8 第 34 項及 び第 35 項の申告書に係る部分を除く。)、 第 35 条の 7、第 48 条、 <u>第 65 条の 6 第 1 項</u> 、 第 67 条第 2 項、第 80 条第 1 項若しくは第 2 項、第 84 条第 2 項、第 87 条、第 126 条 第 1 項又は第 150 条第 3 項に規定する納期 限後にその税金を納付し、又は納入金を納 入する場合には、当該税額又は納入金額に その納期限(納期限の延長があったときは、 その延長された納期限とする。以下第 1 号、 第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日か ら納付又は納入の日までの期間の日数に応 じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる 税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号ま でに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に 定める日までの期間については、年 7.3 パー セント)の割合を乗じて計算した金額に相 当する延滞金額を加算して納付書によって 納付し、又は納入書によって納入しなけれ ばならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第 80 条第 1 項若しくは第 2 項の申告 書又は第 126 条第 1 項の申告書に係る税 額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該 税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過 する日までの期間	(2) <u>第 65 条の 6 第 1 項の申告書</u> 、第 80 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 126 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号 に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る 納期限の翌日から 1 月を経過する日まで

(3) 第 80 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 126 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第 25 条 (略)

2 (略)

3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等(次項及び第 26 条の 8 において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第 64 条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

(削る。)

2 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第 65 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課す

の期間

(3) 第 65 条の 6 第 1 項の申告書、第 80 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 126 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第 25 条 (略)

2 (略)

3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第 26 条の 8 において「特定配当等」という。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第 64 条 軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第 65 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。))又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有

る。 (削る。)	者とみなして、軽自動車税を課する。
(削る。)	3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
(軽自動車税の課税免除) 第 65 条の 2 の 2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、 <u>軽自動車税</u> を課さない。	(種別割の課税免除) 第 65 条の 2 の 2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。
(削る。)	(環境性能割の課税標準) 第 65 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。
(削る。)	(環境性能割の税率) 第 65 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1 (2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2 (3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3
(削る。)	(環境性能割の徴収の方法) 第 65 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。
(削る。)	(環境性能割の申告納付) 第 65 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽

(削る。)

(削る。)

(軽自動車税の税率)

第 66 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第 67 条 軽自動車税の賦課期日は、4 月 1 日とする。

2 軽自動車税の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第 67 条の 3 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第 69 条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)

自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 65 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 65 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 72 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(3 輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第 66 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第 67 条 種別割の賦課期日は、4 月 1 日とする。

2 種別割の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第 67 条の 3 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第 69 条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)

は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)
第70条 (略)

2・3 (略)

(軽自動車税の減免)

第71条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

- 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

- 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に

は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)
第70条 (略)

2・3 (略)

(種別割の減免)

第71条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合におい

においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第 72 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第 1 号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障がい者若しくは身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第 1 項第 2 号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代

ては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第 72 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障がい者若しくは身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第 1 項第 2 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わる

わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第73条 (略)

- 2 法第445条若しくは第65条の2又は第64条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第65条の2又は第64条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についてもまた同様とする。

3～6 (略)

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(削る。)

と認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第73条 (略)

- 2 法第445条若しくは第65条の2又は第64条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第65条の2又は第64条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についてもまた同様とする。

3～6 (略)

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の7及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3

1項に規定する居住年(次条第1項において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の7及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第5条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の7及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3

第1項」と、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第25条から第26条の3まで、第26条の5から第26条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

の2第1項」と、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第25条から第26条の3まで、第26条の5から第26条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 6 法附則第 15 条第 24 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1とする。
- 7 法附則第 15 条第 24 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 3とする。
- 8 法附則第 15 条第 24 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2とする。
- 9 法附則第 15 条第 24 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2とする。
- 10 法附則第 15 条第 24 項第 4 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3とする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

- 11 法附則第 15 条第 27 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2とする。
- 12 法附則第 15 条第 31 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2とする。
- 13 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1とする。

14・15 (略)

- 16 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 8 条の 3 (略)

2～6 (略)

- 7 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 17 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

- 6 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2とする。

- 7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6とする。

- 8 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3とする。

- 9 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3とする。

- 10 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3とする。

- 11 法附則第 15 条第 25 項第 4 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1とする。

- 12 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1とする。

- 13 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1とする。

- 14 法附則第 15 条第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2とする。

- 15 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2とする。

- 16 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1とする。

17・18 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 8 条の 3 (略)

2～6 (略)

- 7 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

- 8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 20 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(3) (略)
- (4) 令附則第 12 条第 24 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 25 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 32 項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 11 (略)
- 12 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専
- 8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(3) (略)
- (4) 令附則第 12 条第 23 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 24 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 11 (略)
- 12 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専

有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 32 項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 20 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の

有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規

円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(削る。)

(削る。)

定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第14条の2の3の3 千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の2の3の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第14条までの規定にかかわらず、千葉県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 千葉県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 千葉県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の2の3の6の規定により読み替えられた第65条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(軽自動車税の税率の特例)

はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 14 条の 2 の 3 の 5 市長は、当分の間、第 65 条の 8 の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 14 条の 2 の 3 の 6 第 65 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「千葉県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 14 条の 2 の 3 の 7 市は、千葉県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として千葉県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 14 条の 2 の 3 の 8 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 65 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 65 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 14 条の 2 の 4 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 66 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 66 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第 66 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和 8 年度分の軽自動車税に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。

(削る。)

第 14 条の 2 の 4 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 66 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 66 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第 66 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。

4 法附則第 30 条第 4 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第 66 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第14条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第67条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第69条及び第70条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26

(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第67条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第69条及び第70条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26

条の7、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の5 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」と

条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の5 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第

あるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項前段、第 26 条の 7、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項及び附則第 5 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 19 条の 2 昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合に

26 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項前段、第 26 条の 7、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 19 条の 2 昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合におい

において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条 (略)

2～4 (略)

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 26 条の 5 から第 26 条の 7 まで、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項及び附則第 5 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 26 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項前段、第 26 条の 7、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項及び附則第 5 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 26 条の 5 から第 26 条の 7 まで、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項及び附則第 5 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 26 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項前段、第 26 条の 7、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項及び附則第 5 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1

項において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条 (略)

2～4 (略)

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 26 条の 5 から第 26 条の 7 まで、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 26 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項前段、第 26 条の 7、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 26 条の 5 から第 26 条の 7 まで、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 26 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 6 第 1 項前段、第 26 条の 7、第 26 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の

項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の5 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1

規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の5 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定によ

項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の6 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第1項の規

定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の6 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは

定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)	「所得割の額及び附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の6第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)
---	--

○ 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年野田市条例第13号）（附則第4条関係）

改 正 案	現 行
附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る野田市税賦課徴収条例第66条及び附則第14条の2の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る野田市税賦課徴収条例第66条及び附則第14条の2の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)